

○医療法人の業務拡大化

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抄）①

第二 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1: 国民の「健康寿命」の延伸

(3)新たに講ずべき具体的施策

日本再興戦略では、健康長寿産業を戦略的分野の一つに位置付け、健康寿命延伸産業や医薬品・医療機器産業等の発展に向けた政策など、数多くの施策を掲げたが、医療・介護分野をどう成長市場に変え、質の高いサービスを提供するか、制度の持続可能性をいかに確保するかなど、中長期的な成長を実現するための課題が残されていた。

この課題に対応するため、①効率的で質の高いサービス提供体制の確立、②公的保険外のサービス産業の活性化、③保険給付対象範囲の整理・検討、及び④医療介護のICT化等の各課題に取り組む。

病院など民間医療法人に対し
地域医療への参入を期待！！

全国会議（平成26年7月28日）資料，「医療介護総合確保推進法等について」，P90。
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000052610_1.pdf



Copyright © 2

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抄）②

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

① 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療・介護サービスの効率化・高度化を図り、**地域包括ケアを実現する。** **地域の医療法人間の経営連携を促進**

このため、医療法人制度においてその社員に法人になることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、**年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。**

全国会議（平成26年7月28日）資料，「医療介護総合確保推進法等について」，P91。
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000052610_1.pdf



「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抄）③

さらに、大学附属病院が担っている教育、研究、臨床機能を維持向上するための措置を講ずることを前提に、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）を活用した他の病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、大学附属病院の教育・研究・臨床機能を確保するための措置の具体的内容、別法人化に向けた必要な制度設計について、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の検討内容等を踏まえつつ検討を進め、年度内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講ずることを目指す。

あわせて、自治体や独立行政法人等が設置する公的病院が非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に参画することができるよう、必要な制度措置等について検討する。



Copyright © 2014 Department of Home Care Coordinators,
National Center for Geriatrics and Gerontology

全国会議（平成26年7月28日）資料、
「医療介護総合確保推進法等について」、P92。 http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000052610_1.pdf

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抄）④

② 医療法人制度に関する規制の見直し

以下の事項について、年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。

- ・ 医療法人の分割
会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。
- ・ 医療法人の附帯業務の拡充
医療法人が所有する遊休スペースを介護施設・高齢者向け住宅等の用途に使用することを目的とした賃貸事業を附帯業務として認めるなど、医療法人の附帯業務の範囲を拡大する。
- ・ 社会医療法人の認定要件の見直し
社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。

公益性を担保しつつ
医療のより幅広い活動展開を推進

全国会議（平成26年7月28日）資料、「医療介護総合確保推進法等について」、P93。
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000052610_1.pdf

ありがとうございました

お問い合わせ先 :
独立行政法人国立長寿医療研究センター 在宅連携医療部
TEL 0562-46-5270 (直通)
MAIL z_renkei@ncgg.go.jp

